

生援第1036号

## 裁決書

審査請求人

[市]区

[ ]

処分庁

[市]福祉保健センター長

令和2年■月■日付けで■（以下「請求人」という。）から提起された審査請求（令和2年度（審）第72号）について、次のとおり裁決する。

### 1 主文

■市■福祉保健センター長が請求人に対して行った、令和2年8月11日付け保護廃止決定処分及び保護変更決定処分を取り消す。

### 2 事案の概要

審理員意見書別紙1「2 事案の概要」に記載のとおり。

### 3 審理関係人の主張の要旨

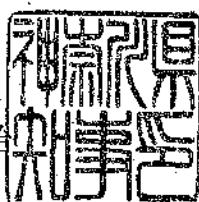
審理員意見書別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

### 4 理由

審理員意見書別紙1「4 理由」に記載のとおり。

令和3年4月13日

神奈川県知事 黒岩 祐治





審理員意見書

令和3年3月3日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 中村 美里

神奈川県審理員 小林 文子

中村  
小林

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人 [ ] が、令和2年 [ ] 月 [ ] 日付けで提起した処分庁 [ ] 市 [ ] 福祉保健センター長による生活保護廃止決定処分及び生活保護変更決定処分についての審査請求（令和2年度（審）第72号）の裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙1において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 [ ] を「請求人」という。
- 2 処分庁 [ ] 市 [ ] 福祉保健センター長を「処分庁」という。
- 3 審査請求人の母 [ ] を「請求人の母」という。
- 4 [ ] 信用金庫 [ ] 支店を「A信用金庫B支店」という。





別紙1

1 結論

本件審査請求は取り消されるべきである。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

本件は、処分庁が、令和2年8月11日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条に基づく保護廃止決定処分（以下「本件廃止処分」という。）及びこれに伴う法第25条第2項に基づく令和2年6月分から8月分に係る保護変更決定処分（以下「本件各変更決定処分」という。）に対し、請求人が、その取消しを求めて審査請求を行った事案である。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙2のとおり。

(3) 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、次のとおりである。

ア 請求人（平成■年生まれ）は、■市内に単身で居住し、本件廃止処分により保護が廃止されるまで、処分庁により保護を受けていた者である。

イ 処分庁は、法第19条第4項、委任規則第1項第3号及び第4号の規定により、保護の実施機関である■市長から、法第25条第1項及び第2項に規定する職権による保護の開始及び変更に関する事務及び法第26条の規定による保護の停止及び廃止に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 令和2年4月■日を実施年月日として、処分庁は、請求人に対し、法に基づく保護を開始した。

開始決定時の月額の最低生活費（医療扶助除く）は、請求人の母が家主のアパートの一室に居住しているため、住宅扶助費の計上がなく、生活扶助費の77,730円である。

エ 令和2年6月18日、処分庁は、A信用金庫B支店から、法第29条の規定に基づく調査回答書を收受した。

同調査回答書の主な記載内容は次のとおりであり、いずれの口座も、開始時未申告の口座であった。

	口座番号	残高	当初 預入日	最終 取引日	本意見書中の 略称
普通預金	4041333	25,363 円	H11.10.22	R2.6.5	本件普通口座
定期積金	2191904	20,000 円	R2.2.21		本件定期積金 口座 1

オ 令和2年6月18日、処分庁は、請求人に対し、本件普通口座及び本件定期積金口座1に関する内容の確認をしたが、請求人は全く覚えがなく、請求人の母が作成したものかもしれないと申告を受けた。

カ 令和2年6月19日、処分庁は、請求人から、請求人の母に確認した内容として、請求人の大学の奨学金返済のための口座であり、奨学金は毎月引き落とされており、毎月入金しているとの報告を受けた。

キ 令和2年6月19日、処分庁は、請求人の母から、奨学金は請求人が契約したもので、請求人名義の通帳からでないと引き落とせないこと、平成27年9月から月額約8,000円返済していること、当時は請求人が請求人の母の近くに住んでいなかったため、請求人の母が本件普通口座を作成し、請求人の母が入金して返済していたこと、本件定期積金口座1は過明けにでも解約して請求人の母名義の口座に入金する予定である旨聴取した。

ク 令和2年6月25日、処分庁は、請求人から、請求人の母からの資料として、次の書類を收受した。

(ア) 本件普通口座の通帳の写し

同通帳には、次の内容の記録がある。

- a 令和元年9月から令和2年5月まで、「ニホンガクセイシエンキコウ」の摘要にて、月額約8,000円の出金
- b 令和2年2月25日付け、「定期預金」の摘要にて、600,487円の入金
- c 令和2年4月21日時（保護開始時）の残高は631,405円
- d 令和2年4月24日付け、摘要欄は空欄、600,000円の出金

(イ) 本件定期積金口座1の通帳のコピー及び同口座に係る令和2年6月23日

付け計算書

本件定期積金口座1の通帳の表紙部分には「集金扱」との印影があり、令和2年6月23日付けで解約され、残高0円となっている。

上記計算書によれば、同日の支払金額は20,000円である。

(ウ) C有限会社（取締役 請求人の母）名義のA信用金庫B支店の普通口座の通帳の写し

同通帳には、令和2年6月23日付け、「定期積金」の摘要にて、20,000円の入金記録がある。

ケ 令和2年7月2日、処分庁は、請求人の母から、平成27年7月7日作成に係る、独立行政法人日本学生支援機構から請求人の母宛ての、同人が連帯保証人となっている請求人の奨学金の返還内容に係る通知書を收受した。

同通知書上、「奨学金の返還は、日本学生支援機構から取扱金融機関に返還金を振替依頼して、返還者の預貯金口座から日本学生支援機構の口座に振り替える方法で返還していただることになっています。」との記載がある。

コ 令和2年7月2日、処分庁は、請求人の母から、入出金でATMや店舗を使うことはあまりなく、外交員に依頼して済ませていること、本件普通口座への令和2年2月25日付けの入金は、請求人名義の定期積金口座を解約したものである旨を聴取した。

サ 令和2年7月8日、処分庁は、請求人の母から、請求人の母名義のA信用金庫B支店の普通口座の通帳の写しを收受した。

同通帳には、令和2年4月24日付で、摘要欄の記載は空欄、600,000円の入金記録がある。

シ 令和2年7月13日、処分庁は、請求人の母から、次の資料を收受した。

(ア) A信用金庫B支店の請求人名義の定期積金口座(口座番号2150287)(以下「本件定期積金口座2」という。)の通帳のコピー

本件定期積金口座2の給付契約金(税込み)は600,610円であり、契約期間は5年、払回数は60回、契約日は平成27年2月23日、満期日は平成32年(令和2年)2月23日、掛込方法は集金となっている。平成31年2月分(49回)から令和2年1月分(60回)までの払込領収印は、D名義の印影である。

(イ) 令和2年2月21日付けのA信用金庫B支店発行に係る請求人宛ての預り証には、振替の欄に本件普通口座の口座番号、解約の欄に本件定期積金口座2の口座番号の記載がある。

(ウ) 携帯電話のA信用金庫B支店のD氏の趣旨で登録されている人物(以下「D氏」という。)とのショートメール画面の写し

同画面上、令和元年5月以降、D氏と毎月の集金のために来訪する日時を調整し、通帳を預かり・返却するやり取りが繰り返されており、令和2年2月25日付けのショートメールでは、通帳の返却予定を尋ねられたD氏が「定期預金の処理ができていないので」後日の返却となる旨を回答している。

ス 令和2年7月29日、処分庁は、ケース診断会議を実施し、本件普通口座及び本件定期積金口座1を、請求人の資産であると判断し、さらに、両口座の残高合計651,405円があれば、生活保護の開始決定をしておらず、要否判定上6か月以上の最低生活が可能と判断されることから、保護を廃止し、遡及できない支弁額の法第63条に基づく返還を求める方針とし、廃止日について、請求人と相談することとした。

- セ 令和2年8月6日、処分庁は、請求人と請求人の母に対し、上記スのケース診断会議での結果を伝えたところ、請求人の母から、請求人名義の奨学金返済は、請求人のためではなく、連帯保証人である請求人の母自身のためであること、請求人名義の口座からの支払いでないと奨学金を返済できないこと、請求人が支払わずに連帯保証人である請求人の母が支払うと利率があがり、ブラックリストに載ってしまうことを避けるためであった等の説明がなされた。
- ソ 令和2年8月6日、処分庁は、ケース診断会議を再度実施し、本件普通口座及び本件定期積金口座1について、請求人の母が作成し入出金管理していた口座であることを了承しつつも、本件定期積金口座2を解約した金員が本件普通口座に移されており、請求人の奨学金返済はあくまで請求人のためとみなすのが通常であるとして、同年7月29日のケース診断会議と同じ判断をした。
- タ 令和2年■月■日付けで、同年6月1日を実施年月日として、処分庁は、請求人に対し、開始時の資産が発覚したことにより、最低生活の維持が可能なことを理由に、法に基づく保護を廃止するとともに（本件廃止処分）、これに伴い、令和2年6月から8月分について扶助費を0円とする変更決定処分（本件各変更決定処分）を行った。
- チ 令和2年■月■日、請求人は、神奈川県知事に対し、本件廃止処分及び本件各変更決定処分の取消しを求めて審査請求を提起した。
- ツ 令和3年2月5日付けで、A信用金庫B支店長は、審理員に対し、次の内容が記載された書面を提出した。
- (ア) 本件普通口座、本件定期積金口座1及び本件定期積金口座2のいずれについても、請求人の母が、預入資金を出捐し、届出印を持参して口座開設の書類作成等を行った。
- (イ) 本件定期積金口座1及び本件定期積金口座2のいずれについても、A信用金庫B支店職員が、毎月20日前後に自宅を訪問して、請求人の母から集金していた。
- (ウ) 令和2年2月21日、請求人の母は、本件定期積金口座2及び本件普通口座の通帳を、A信用金庫B支店に預け、その際、本件定期積金口座2の解約伝票を、所持していた届出印を使用して作成し、本件定期預金口座2を解約して本件普通口座に振り込むことを依頼した。
- (エ) 令和2年4月24日、本件普通口座から請求人の母名義の口座に振替が行われているが、当該処理はA信用金庫B支店頭で行われており、誰が来店したのか確認できないが、当該振替のために作成された伝票の筆跡から、請求人の母が行ったものと思われる。
- (オ) 本件普通口座について、請求人の給与振込口座、請求人のクレジットカード引落口座等として利用されたことはなく、請求人が行ったと解される取引行為

は確認できない。

- (カ) 令和2年6月22日、請求人の母は、本件定期積金口座1及びC有限会社（取締役 請求人の母）名義のA信用金庫B支店の普通口座の通帳をA信用金庫B支店に預け、その際、本件定期積金口座2の解約伝票を、所持していた届出印を使用して作成し、本件定期預金口座1を解約してC有限会社（取締役 請求人の母）名義のA信用金庫B支店の普通口座に振り込むことを依頼した。
- (キ) 本件普通口座、本件定期積金口座1及び本件定期積金口座2のいずれについても、請求人の母が、上記の各取引行為にあたり、請求人の代理人又は使者として行ったか不明である。
- (ク) 本件定期積金口座1及び本件定期積金口座2のいずれについても、通帳、印鑑等の管理はすべて請求人の母であり、定期訪問時に行う手続きも請求人の母を窓口として対応してきた状況から、預金債権者は、請求人の母であったと認識しているが、本件普通預金口座については、上記各本件定期積金口座と同様の請求人の母の関与までは確認できないため、請求人であったと解される。
- テ 令和3年2月5日付けで、A信用金庫B支店長は、審理員に対し、平成27年6月23日申し込みに係る請求人名義の日本学生支援機構奨学金返還預金口座振替依頼書の写し及び本件普通口座に係る平成27年1月からの取引履歴、上記ツの各取引に使用された伝票の写しを提出した。
- ・ (ア) 請求人名義の日本学生支援機構奨学金返還預金口座振替依頼書の写し及び上記ツの各取引に使用された伝票の写しのいずれも同一人が作成したと思われる筆跡であり、本件普通口座、本件定期積金口座1及び本件定期積金口座2の届出印は同一の印影である。
  - ・ (イ) 本件普通口座に係る平成27年1月からの取引履歴上、上記ツの各取引の他、日本学生支援機構からの振込（平成27年1月から3月）と同機構への返済（平成27年10月以降）、以外には、小口の通帳入金履歴がある程度で、他の取引は見当たらない。

### 3 審理関係人の主張の要旨

#### (1) 請求人の主張の要旨

- 次の理由により、本件廃止処分及び本件各変更決定処分の取消しを求める。
- ア 資産が自身のものではない。
  - イ 請求人の母から聞いた実状は、請求人の母と一緒に暮らしている男性の金銭であり、奨学金の返済に借りることも考えて、一度入金していたそうで、弁明書の内容は事実に反する。

よって、本件処分における60万円は請求人のものではないため、生活の維持に利用不能である。よって、保護の廃止及び扶助を受けた金額の戻入は無効と考える。

ウ 処分庁は当時、請求人の母が請求人の奨学金を支払ったことをひどく反論したが、連帯保証人である請求人の母が返済をすることは致し方なくした行動と考える。

エ 自宅での金銭のやり取りをしている録音テープ、通帳のコピー等の証拠物から、あきらかに請求人の資産ではないことは第三者の判断から当然にわかる事と見える。処分庁では、請求人が毎月請求人の母に会いに行き、貯蓄したのではないか等という真実から遠のいた、また想像の領域でしかないことを何度も言及されたが、そのような事実も証拠もなく、実際の事実は請求人の母と暮らしている男性の持ち物であり、請求人とは無関係であるので、保護の廃止及び扶助を受けた金額の戻入は無効であると考える。

## （2）処分庁の主張の要旨

次の理由により、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

ア 処分庁は、令和2年6月18日、A信用金庫から法第29条の規定に基づく調査回答を受けた。請求人に確認をしたところ、本件普通口座と本件定期積金口座1は請求人の母が作成したもので、本件普通口座は請求人の奨学金返済のためのものと申告を受けた。

イ 令和2年7月22日、処分庁は、資産が請求人の母のものである資料として、A信用金庫B支店の外交員が発行した預かり証、請求人の母と外交員とのスマートフォンによるやり取りを画面印刷したものを受け、また同年7月20日に外交員が請求人の母の自宅を訪問した際の会話内容を録音したものを見た。

請求人の母は、外交員は以前から請求人の母の自宅を定期的に訪問していること、請求人名義の口座を作成した当時、請求人と請求人の母は別居しており、請求人が口座を作成できる状況になかったこと、請求人の母が請求人名義の口座を作成した目的は、請求人の母に何かあった時に請求人に残してあげたいと思ったが、今は近くにいるため、残す必要はない。よって、A信用金庫B支店の資産は請求人の母の資産ということを主張した。

ウ 令和2年7月29日及び同年8月6日に、処分庁はケース診断会議を実施した。処分庁は、請求人の母が請求人名義の口座を作成し管理していたことを認めるものの、請求人名義の奨学金を請求人名義の口座から返済していること、請求人の母に何かあった時のために請求人に残すために作成した資産という申告があつたこと、生活保護受給前である同年2月25日に本件定期積金口座2から本件普通口座へ600,000円を動かしていることから、法第29条の規定に基づく調査回

答で発覚した本件普通口座と本件定期積金口座1は、請求人の資産であると判断した。

エ 法第4条の補足性の原理に基づき、請求人の資産は請求人の生活の維持に活用することが要件とされているため、請求人に確認を行い、請求人の意向も組み、令和2年6月1日付け保護廃止を決定した。

よって本件処分は何ら不当、違法なものはない。

#### 4 理由

##### (1) 保護の補足性、程度の原則

法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを見度して最低限度の生活の維持のために活用することを要件として（法第4条第1項）、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものである（法第8条第1項）。

したがって、生活に困窮する者に、法第4条第1項にいう「利用し得る資産」があると認められる場合、当然これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することが求められる。

##### (2) 法第26条に基づく保護廃止決定処分について

ア 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）」と規定している。

イ 次官通知第10は、保護の決定につき、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することと規定している。

##### (3) 預金債権の帰属について

普通預金であれ、定期預金であれ、その預金債権者が誰であるかは、名義のみによつて定まるとは限らず、実際の出捐者、口座開設時の経緯、通帳・届出印等の管理状況、出入金等の取引行為が行われていた状況等を総合的に考慮して判断すべきであり（最高裁平成15年2月21日第2小法廷判決、最高裁昭和52年8月9日第2小法廷判決等参照）、生活保護上、被保護者の資産であると判断するか否かの場合においても、これと異なる取り扱いをする根拠は見当たらない。

##### (4) 本件廃止処分について

ア 本件廃止処分は、処分庁が、いずれも請求人名義である本件普通口座及び本件定期積金口座1を、請求人の資産として収入認定することを前提とした処分である。

そこで、本件普通口座（及び解約後本件普通口座に入金された本件定期積金口座2）並びに本件定期積金口座1について、請求人の資産であると認められるかについて検討する。

イ 本件普通口座及び本件定期積金口座2について

(ア) 本件普通口座及び本件定期積金口座2について、預入資金を出捐し、届出印を届け出、口座開設の書類作成等を行い、その後、通帳や届出印を管理して入出金、解約等の取引行為を行っていたのは専ら請求人の母であると認められるから、両口座にかかる預金債権者は、請求人の母であり、同人の資産であったと解される（前提事実ク・シ・ツ）。

(イ) この点、債務者であるA信用金庫B支店は、本件定期積金口座2については、上記と同様の結論を取るもの、本件普通口座については、請求人の母について、本件定期積金口座2ほどの関与を確認が出来ていないとして、請求人が預金債権者である旨の認識を述べている。

しかし、本件普通口座の届出印と本件定期積金口座2の届出印は同一であり、本件普通口座及び本件定期積金口座2の通帳・届出印は一体として管理されていたと評価すべきであるから、両口座の預金債権者は同一であると解すべきである。

(ウ) また、処分庁は、本件普通口座は、請求人名義の奨学金の返済口座として利用されている（前提事実ク（ア））ことから、請求人のために利用されている事情を重視して、請求人の資産であるとの評価をしている。

しかし、同奨学金の債務について、請求人の母は、連帯保証人となっている（前提事実ケ）ことが認められる。

連帯保証債務者は、債権者に対し、先に主たる債務者への履行の請求を求め（催告の抗弁 民法第452条）、あるいは、先に主たる債務者の資産への執行を求める（検索の抗弁 民法第453条）ことができず（民法第454条）、債権者に対し、主たる債務者と同等の債務を負担しているから、延滞金の加算や期限の利益の喪失を避けるためには、自らの連帯保証債務を履行せざるを得ない。

従って、請求人の母は、自己の連帯保証債務の履行のために、請求人名義の本件普通口座を利用していたと解されるのであり、それが同時に請求人の利益でもあるからと言って、本件普通口座にかかる預金債権が請求人に帰属すると評価すべき事情とは解されない。

そして、上記（ア）で検討した通り、本件普通口座の通帳、届出印等を管理していたのは専ら請求人の母であり、請求人が本件普通口座を利用処分できる状

態ではなかったこと、請求人の母が連帯保証人になっている奨学金用途のほかに、請求人が自己の資産として本件普通口座を使用できていた事実は見当たらない以上、本件普通口座の預金債権者は母であり、母の資産と評価されるべきものと解する。

ウ 本件定期積金口座1について

本件定期積金口座1について、預入資金を出捐し、届出印を持参し、口座開設の書類作成等を行い、その後、通帳や届出印を管理して入出金、解約等の取引行為を行っていたのは専ら請求人の母であるから、本件定期積金口座1にかかる預金債権者は、請求人の母であり、同人の資産であると解され、債務者であるA信用金庫B支店の認識も同様である（前提事実ク・シ・ツ）。

エ 請求人の主張について

請求人は、本件普通口座、本件定期積金口座1及び本件定期積金口座2のいずれについてあるか明らかでないものの、両預金の原資は、請求人の母ではなく、請求人の母の同居男性の金員であった旨を主張する。

しかし、当該請求人の主張を事実と認めるに足る事情はみあたらず、また、仮に事実であったとしても、特段の事情のなければ金銭の所有権者はその占有者と合致するから、両預金の原資となった金員の所有権者は請求人の母となるのであり、そのうえで請求人の母が借用したものであれば返済債務を、無断使用したのであれば不法行為に基づく損害賠償債務を、同居男性に対して負うに過ぎないから、上記イ・ウの結論に影響しない。

オ 小括

以上の検討から、本件普通口座及び本件定期積金口座1のいずれについても、請求人の母の資産であると認められるから、これを請求人の資力として認定し、収入認定することを前提とした本件廃止処分は、その余を検討するまでもなく違法である。

(5) 本件各変更決定処分について

本件各変更決定処分は、本件廃止処分を前提として変更を行うものであるから、本件廃止処分が違法である以上、本件各変更決定処分も違法という他ない。

(6) 結論

本件廃止処分及び本件各変更決定処分は、上記までの検討のとおり違法であるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により取り消されるべきである。



別紙2

ア 法

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 (略)

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 (略)

(実施機関)

第19条 都道府県知事、市長（中略）は、（中略）この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政に限り、委任することができる。

5～7 (略)

(職権による保護の開始及び変更)

第25条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。

3 (略)

(保護の停止及び廃止)

第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やか

に、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

(資料の提供等)

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法(昭和34年法律第141号)第3条第2項に規定する共済組合等(次項において「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)

二 (略)

2 (略)

(届出の義務)

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、または居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

イ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。別紙1において「次官通知」という。)

第10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。(後略)

ウ ■■市福祉保健センター長委任規則(平成■年■市規則第■号。別紙1において「委任規則」という。)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第4項(中略)の規定により、次に掲げる事務は、福祉保健センター長に委任する。

れ  
を  
  
規  
則  
共  
は  
と  
状  
改  
秉  
護  
  
ま  
幾  
  
第  
  
8  
こ  
  
お  
に

## 1 生活保護法に関する事務

- (1)・(2) (略)
- (3) 法第25条第1項及び第2項に規定する職権による保護の開始及び変更に関すること。
- (4) 法第26条の規定による保護の停止及び廃止に関すること。
- (5)～(23) (略)

## 二 民法（明治29年法律第89号）

### （催告の抗弁）

第452条 債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、保証人は、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができる。ただし、主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、又はその行方が知れないときは、この限りでない。

### （検索の抗弁）

第453条 債権者が前条の規定に従い主たる債務者に催告をした後であっても、保証人が主たる債務者に弁済をする資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、債権者は、まず主たる債務者の財産について執行をしなければならない。

### （連帯保証の場合の特則）

第454条 保証人は、主たる債務者と連帯して債務を負担したときは、前2条の権利を有しない。

